

石川県公報

令和3年12月21日

第13467号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課)	1	○保安林の指定施業要件の変更 (森林管理課)	2
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 を辞退する旨の届出 (同)	1	○特定調達契約に係る入札公告 (管財課)	2
		○業務委託に係る企画提案書の募集公告 (医療対策課)	4
		○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	8

告 示

石川県告示第486号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

令和3年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
産婦人科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36番地	杉田 元気	令和3年12月10日
整形外科	公立松任石川中央病院	白山市倉光三丁目8番地	船木 清伸	〃
消化器内科	〃	〃	木田 明彦	〃
内科、整形外科	公立つるぎ病院	白山市鶴来水戸町ノ1番地	原 潤一郎	〃
眼 科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	石田 秀俊	〃
〃	〃	〃	川崎 茜	〃
〃	〃	〃	神山 幸浩	〃
〃	〃	〃	柴田 哲平	〃
〃	〃	〃	水戸 毅	〃
〃	〃	〃	宮下 久範	〃

石川県告示第487号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

令和3年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
外 科	国民健康保険小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	村上 眞也	令和3年9月30日
内 科	特定医療法人社団 勝木会 やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	笠原 文和	〃
外 科	市立輪島病院	輪島市山岸町は1番1地	平野 勝康	令和2年6月1日
内 科	〃	〃	北 義人	令和3年3月31日

小 児 科	〃	〃	福田 正基	令和2年3月31日
整形外科、外科、 内科、胃腸科	山岸医院	輪島市門前町本市11の8番地1	山岸 満	令和3年10月31日
消化器内科	公立松任石川中央病院	白山市倉光三丁目8番地	林 洸太郎	令和3年10月1日

石川県告示第488号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白山市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備えて縦覧に供する。)

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白山市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備えて縦覧に供する。)

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和3年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

- ア 県庁舎清掃管理業務委託(行政庁舎その1) 一式
- イ 県庁舎清掃管理業務委託(行政庁舎その2) 一式
- ウ 県庁舎清掃管理業務委託(警察本部庁舎) 一式

(2) 調達案件の仕様等

調達をする特定役務に関し、知事が入札説明書で指定する内容等であること。

(3) 履行期限

令和5年3月31日

(4) 履行場所

金沢市鞍月1丁目地内

(5) 入札方法

(1)の調達役務ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 令和3年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年石川県告示第133号)に基づき、競争入札参加者資格の審査においてAの等級に格付けされた者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」という。)の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営むものであること。

(4) 業務責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ、業務責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃に着手できるものであること。

(5) 業務責任者、作業責任者及び副作業責任者を専任で1名以上配置できる者であること。

(6) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。

(7) ビル衛生管理法に規定する特定建築物又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。)の清掃業務を平成31年1月1日以後、12箇月以上継続して誠実に履行した実績を有し、当該業務の履行が可能であると認められる者であること。

3 入札参加資格者確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務ごとにそれぞれ入札参加資格者確認申請書に2(3)から(7)までの資格を証明できる書類を添付して、令和4年1月17日(月)午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課庁舎管理グループ
電話番号 076-225-1261

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札説明会

実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により令和4年1月24日(月)午後5時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。

(4) 入札書の受領期限

令和4年2月2日(水)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(5) 開札の日時及び場所

1(1)ア 令和4年2月2日(水)午後2時

1(1)イ 令和4年2月2日(水)午後2時30分

1(1)ウ 令和4年2月2日(水)午後3時

石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札参加者資格審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。ただし、既に競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。なお、資格の審査については、4(1)の場所で随時受け付けている。

- (4) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無

無

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of services required

① Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 1) 1 set

② Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 2) 1 set

③ Commission to clean Ishikawa Prefectural office (police headquarters) 1 set

- (2) Due Date

31 March 2023

- (3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Office

- (4) Time limit of tender

Noon 2 February 2022

- (5) Inquiry section regarding notice of tender

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan

TEL 076-225-1261

業務委託に係る企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案書の募集を実施する。

令和3年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 委託事業の概要

- (1) 名称

石川県立中央病院診療材料等SPD業務委託

(2) 委託事業の内容

石川県立中央病院診療材料等SPD業務公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)及び石川県立中央病院診療材料等SPD業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

石川県立中央病院 金沢市鞍月東2丁目1番地 地内

2 プロポーザルに参加する者に必要な要件に関する事項

次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) 参加申込書の提出期限の翌日からプロポーザルに係るプレゼンテーションの実施日までの期間に石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的に又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと。

- (7) 国内における病床が500床以上の病院の診療材料等の調達及び管理運用業務を受託し、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 プロポーザルの手続に関する事項

- (1) 募集要項、仕様書及び参考資料の配布

ア 配布する期間

令和3年12月21日(火)から令和4年1月11日(火)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 配布する方法

以下の石川県立中央病院ホームページよりダウンロードするか、又は以下の場所において希望者に配布する。

<https://kenchu.ipch.jp>

金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係

- (2) 質問の受付及び回答

プロポーザルに関して質問のある者は、募集要項に定める質問書により提出すること。

ア 受付期間及び方法

令和3年12月21日(火)から令和4年1月11日(火)午後5時までに石川県立中央病院管理局用度課用度係に電子メール(soumuka@ipch.jp)により提出し、又は持参すること(持参する場合は、県の休日を除く。)

イ 回答方法

以下の石川県立中央病院ホームページに随時掲載する。

<https://kenchu.ipch.jp>

(3) 現地説明会

プロポーザルに参加を希望する者は、令和4年1月6日（木）の午後3時30分から当院で行う現地説明会に参加すること（変更する場合には別途通知する。）。なお、出席は1社当たり3名以内とする。

4 参加の申込みに関する事項

(1) プロポーザルに参加を希望する者は、募集要項に定める参加申込書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

令和4年1月11日（火）午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便とし、提出期限内に必着とする。）により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係

5 提案書の提出に関する事項

(1) 提案書の提出

プロポーザルに参加する者は、募集要項に定める提案書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

令和4年1月21日（金）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便とし、提出期限内に必着とする。）により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係

6 プロポーザルの採否に関する事項

プロポーザルの採否については、石川県立中央病院診療材料等SPD業務プロポーザル審査委員会において、提出された参加申込書、提案書及びプレゼンテーション（質疑応答を含む。）の内容について審査し、最も優れた提案をした者を契約予定者として選定する。

7 契約手続に関する事項

契約にあたっては、選定された契約予定者と契約交渉を行うものとし、提案された内容のみに限定せず協議した上で、契約書に仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結するものとする。

8 その他

(1) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 詳細は、募集要項による。

9 問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係

電話番号：076-231-7859

電子メール：soumuka@ipch.jp

1 委託事業の概要

(1) 名称

石川県立中央病院薬剤SPD業務委託

(2) 委託事業の内容

石川県立中央病院薬剤SPD業務公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）及び石川県立中央病院薬剤SPD業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

石川県立中央病院 金沢市鞍月東2丁目1番地 地内

2 プロポーザルに参加する者に必要な要件に関する事項

次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (5) 参加申込書の提出期限の翌日からプロポーザルに係るプレゼンテーションの実施日までの期間に石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的に又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (7) 国税及び地方税について滞納がないこと。

- (8) 国内における病床が500床以上の病院の薬剤の調達及び管理運用業務を受託し、かつ、履行した実績を有する者であること。

- (9) 業務実績及び業務実績による調達価格情報を有すること。

厚生労働省地方厚生局の管轄地域区分による、東海北陸、関東信越、近畿のいずれかの地域にある国立(国立病院機構等の独立行政法人を含む。)又は公立の病院(地方独立行政法人を含む。)若しくは公的医療機関(医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示(昭和26年厚生省告示第167号)の規定に基づく施設をいう。)において、医薬品の調達及び管理運用業務を行っていること。

また、この業務実績による調達価格情報を有すること。

- (10) 応募事業者は単独事業者(ホールディングスを含む。)とすること。

3 プロポーザルの手続に関する事項

- (1) 募集要項、仕様書及び参考資料の配布

ア 配布する期間

令和3年12月21日(火)から令和4年1月11日(火)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 配布する方法

以下の石川県立中央病院ホームページよりダウンロードするか、又は以下の場所において希望者に配布する。

<https://kenchu.ipch.jp>

金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係

- (2) 質問の受付及び回答

プロポーザルに関して質問のある者は、募集要項に定める質問書により提出すること。

ア 受付期間及び方法

令和3年12月21日（火）から令和4年1月11日（火）午後5時までに石川県立中央病院管理局用度課用度係に電子メール（soumuka@ipch.jp）により提出し、又は持参すること（持参する場合は、県の休日を除く。）。

イ 回答方法

以下の石川県立中央病院ホームページに随時掲載する。

<https://kenchu.ipch.jp>

(3) 現地説明会

プロポーザルに参加を希望する者は、令和4年1月6日（木）の午後4時30分から当院で行う現地説明会に参加すること（変更する場合には別途通知する。）。なお、出席は1社当たり3名以内とする。

4 参加の申込みに関する事項

(1) プロポーザルに参加を希望する者は、募集要項に定める参加申込書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

令和4年1月11日（火）午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便とし、提出期限内に必着とする。）により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係

5 提案書の提出に関する事項

(1) 提案書の提出

プロポーザルに参加する者は、募集要項に定める提案書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

令和4年1月21日（金）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便とし、提出期限内に必着とする。）により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係

6 プロポーザルの採否に関する事項

プロポーザルの採否については、石川県立中央病院薬剤SPD業務プロポーザル審査委員会において、提出された参加申込書、提案書及びプレゼンテーション（質疑応答を含む。）の内容について審査し、最も優れた提案をした者を契約予定者として選定する。

7 契約手続に関する事項

契約にあたっては、選定された契約予定者と契約交渉を行うものとし、提案された内容のみに限定せず協議した上で、契約書に仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結するものとする。

8 その他

(1) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 詳細は、募集要項による。

9 問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係

電話番号：076-231-7859

電子メール：soumuka@ipch.jp

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和3年12月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢駅西本町
金沢市駅西本町五丁目241番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ北陸株式会社

代表取締役 師井 昭造

金沢市鞍月四丁目133番地 KCビル8階

ほか5者

(変更後) マックスバリュ北陸株式会社

代表取締役 師井 昭造

金沢市鞍月四丁目133番地 KCビル8階

ほか2者

3 変更の年月日

平成30年3月1日ほか

4 変更する理由

小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更及び小売業者の入替えのため。

5 届出年月日

令和3年11月24日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和3年12月21日から令和4年4月21日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和4年4月21日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢大河端西複合施設
金沢市大河端西二丁目31 他16筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アイ・ティー・エックス株式会社

代表取締役 野島 廣司

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

ほか4者

(変更後) ITXコミュニケーションズ株式会社

代表取締役 高田 泰司

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

ほか4者

3 変更の年月日

令和3年4月1日ほか

4 変更する理由

小売業者の会社合併及び代表者の氏名の変更が生じたため。

5 届出年月日

令和3年11月1日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和3年12月21日から令和4年4月21日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和4年4月21日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イエローハット金沢田上店、セカンドストリート金沢田上店

金沢市田上の里一丁目130番 ほか12筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJリース株式会社

代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

3 変更の年月日

令和3年4月1日

4 変更する理由

設置者の名称に変更が生じたため。

5 届出年月日

令和3年11月1日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和3年12月21日から令和4年4月21日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和4年4月21日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西松屋金沢大桑店、シューズプラザ金沢大桑店、ザ・ダイソー金沢大桑店

金沢市大桑3丁目66番地 外22筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社西松屋チェーン

代表取締役 大村 禎史

兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

ほか 2 者

(変更後) 株式会社西松屋チェーン

代表取締役 大村 浩一

兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

ほか 2 者

3 変更の年月日

令和 3 年 5 月 18 日ほか

4 変更する理由

小売業者の代表者の氏名に変更が生じたため。

5 届出年月日

令和 3 年 11 月 1 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和 3 年 12 月 21 日から令和 4 年 4 月 21 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 4 年 4 月 21 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

